

# 改正業務報酬基準（2019年告示98号）講習会

一般社団法人 福島県建築士事務所協会

## □開催目的

建築士事務所の開設者とその業務に関して請求することのできる報酬の基準が10年ぶりに改正されました。国土交通省では、近年、建築物の設計業務及び工事監理業務が多様化・複雑化していることや、発注者の要求基準が高まったこと等に伴い、業務報酬基準の前提としている業務と現状の業務実態に乖離が生じていることを踏まえ、昨年実施の調査結果に基づき、建築士事務所が業務に応じた適正な報酬を得ることができるよう同基準の改定を行なったものです。

当協会では、同基準の改正内容について建築士事務所をはじめとした関係方面へ広く周知を図るため、県内6支部で説明会を開催することにしました。

当協会の会員・非会員を問わず、この機会に多くの方々にご聴講をいただき、建築士事務所の適正な業務報酬による業務の健全化・良質な建築物の提供に役立てていただくよう、この機会にぜひご受講ください。

□主催 一般社団法人福島県建築士事務所協会 相双支部

□日時 2019年4月25日（木） 14:00～16:00

□場所 南相馬市民文化会館ゆめはっと（住所：福島県南相馬市原町区本町二丁目28番地の1）

□受講対象者 建築士事務所の開設者及び所員、行政職員

□説明内容 ①建築士事務所の開設者とその業務に関して請求することのできる報酬基準の改正内容等について

②改正建築士法の概要 ※国土交通省によるDVD解説（約2時間）

□受講料 無料（当協会会員、非会員とも）

□テキスト 国土交通省（業務報酬基準検討委員会編集）配布資料  
※当日、テキストを無料で配布します。

□申し込み ①参加申し込みは当協会支部担当者へ直接お申込みください

②各会場とも定員に達し次第締め切ります（先着順）

□問合せ先 一般社団法人福島県建築士事務所協会 相双支部 支部長事務所  
〒979-1151 双葉郡富岡町大字本岡字関ノ前193-5（有）一善建築設計室  
TEL：0240-22-6420 FAX：0240-23-6344

無料

定員 50名

\*\*\*\*\*

（一社）福島県建築士事務所協会 相双支部 支部長事務所 行き

※参加希望者は FAX 0240-23-6344 へ送信してください。

申込み日 2019年4月 日

参加申込書

※4月19日（金）必着

所属・団体名	役職名	氏名	○を付けてください
			・会員 ・非会員
			・会員 ・非会員

※個人情報とは本説明会のみ使用し、厳重に管理します。